

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成25年12月2日

**【会社名】** 日東紡績株式会社

**【英訳名】** NITTO BOSEKI CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 南 園 克 己

**【本店の所在の場所】** 福島市郷野目字東1番地

**【電話番号】** 福島(024)546-3131

**【事務連絡者氏名】** 福島工場長 江 口 春 平  
(上記は登記上の本店所在地で実際の本社業務は下記で行っております。)

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区麹町2丁目4番地1

**【電話番号】** 東京(03)4582-5040

**【事務連絡者氏名】** 企画本部長 高 木 龍 治

**【縦覧に供する場所】** 日東紡績株式会社東京本部  
(東京都千代田区麹町2丁目4番地1)

日東紡績株式会社大阪支店  
(大阪市中央区高麗橋4丁目3番10号)

日東紡績株式会社名古屋支店  
(名古屋市中区錦1丁目17番13号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

当社及び当社の連結子会社であるパラマウント硝子工業株式会社（以下、「パラマウント硝子」といいます。）、日東グラステックス株式会社（以下、「日東グラステックス」といいます。）、株式会社日東紡テクノ（以下、「日東紡テクノ」といいます。）の3社（当該3社を、以下「対象3社」といいます。）は、平成25年11月26日開催のそれぞれの取締役会において、平成26年1月1日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、対象3社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、当社と、対象3社との間でそれぞれ株式交換契約を締結しましたので、当社は、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### （1）本株式交換の相手会社に関する事項

商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	パラマウント硝子工業株式会社
本店の所在地	福島県須賀川市木之崎字大ヶ久保24番地4
代表者の氏名	代表取締役社長 野崎 有
資本金の額	450百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	3,120百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	12,270百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	グラスウール製品の製造及び販売

商号	日東グラステックス株式会社
本店の所在地	群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1204番地
代表者の氏名	代表取締役 森 博司
資本金の額	40百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	1,641百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	2,424百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	グラスファイバー製品の製造及び販売

商号	株式会社日東紡テクノ
本店の所在地	福島県郡山市富久山町久保田字本木71番地
代表者の氏名	代表取締役 長嶺 文雄
資本金の額	90百万円（平成25年3月31日現在）
純資産の額	628百万円（平成25年3月31日現在）
総資産の額	1,502百万円（平成25年3月31日現在）
事業の内容	機械設備の設計・製作販売、建築・土木工事の設計・施工管理及び請負

最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

パラマウント硝子

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	10,181	11,927	13,023
営業利益(百万円)	1,044	1,591	1,899
経常利益(百万円)	864	1,404	1,754
当期純利益(百万円)	422	512	1,087

日東グラステックス

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	3,488	3,913	3,607
営業利益(百万円)	199	362	273
経常利益(百万円)	201	367	277
当期純利益(百万円)	98	214	175

日東紡テクノ

事業年度	平成23年3月期	平成24年3月期	平成25年3月期
売上高(百万円)	1,653	2,538	2,207
営業利益(百万円)	35	211	150
経常利益(百万円)	22	206	139
当期純利益(百万円)	13	113	94

大株主の氏名または名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

パラマウント硝子

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日東紡績株式会社	99.26
その他(個人株主)	0.74

日東グラステックス

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日東紡績株式会社	99.95
その他(個人株主)	0.05

日東紡テクノ

大株主の氏名または名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合(%)
日東紡績株式会社	99.32
その他(個人株主)	0.68

(注) その他(個人株主)の氏名については、公表を差し控えさせていただきます。

提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社は、パラマウント硝子の発行済株式総数の99.26%(8,933,000株)、日東グラステックスの発行済株式総数の99.95%(79,961株)及び日東紡テクノの発行済株式総数の99.32%(993,150株)を保有しております。
人的関係	当社の取締役1名が日東紡テクノの取締役を兼任しております。
取引関係	パラマウント硝子は、当社から原料を購入しており、当社へグラスウール製品を販売しております。また、当社から借入金があります。 日東グラステックスは、当社から原料を購入しており、当社へ原料及びグラスファイバー製品を販売しております。 日東紡テクノは、当社の設備工事等を請負っております。また、当社から建物を賃借しております。

(2) 本株式交換の目的

当社は、グループ経営の機動性と柔軟性を高め、グループ経営を一層強化し、より効率的な連結経営体制を構築することを目的として、パラマウント硝子、日東グラステックス、日東紡テクノの3社を完全子会社化することといたしました。

(3) 本株式交換の方法、株式交換にかかる割当ての内容その他の株式交換契約の内容

株式交換の方法

当社を株式交換完全親会社、対象3社を株式交換完全子会社とする株式交換です。

株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	パラマウント硝子 (株式交換完全子会社)
パラマウント硝子との株式交換にかかる交換比率	1	1.62

パラマウント硝子普通株式1株に対して、当社普通株式1.62株を割当て交付します。ただし、当社が保有するパラマウント硝子普通株式8,933,000株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

	当社 (株式交換完全親会社)	日東グラステックス (株式交換完全子会社)
日東グラステックスとの株式交換にかかる交換比率	1	46.63

日東グラステックス普通株式1株に対して、当社普通株式46.63株を割当て交付します。ただし、当社が保有する日東グラステックス普通株式79,961株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

	当社 (株式交換完全親会社)	日東紡テクノ (株式交換完全子会社)
日東紡テクノとの株式交換にかかる交換比率	1	1.62

日東紡テクノ普通株式1株に対して、当社普通株式1.62株を割当て交付します。ただし、当社が保有する日東紡テクノ普通株式993,150株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

(注1) 本株式交換により交付する株式

当社は、本株式交換により交付する当社株式には、当社が保有する自己株式121,455株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

(注2) 単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(1単元(1,000株)に満たない数の株式)を保有することとなる株主の皆様におかれましては、単元未満株式について、東京証券取引所及びその他金融商品取引所で売却することはできません。単元未満株式を保有することとなる株主の皆様におかれましては、以下の制度をご利用いただくことができます。

単元未満株式の買取制度(単元未満株式の売却): 会社法192条第1項の定めに基づき、当社に対し自己の保有する単元未満株式の買取を請求することができます。

(注3) 1株に満たない端数の処理

本株式交換により交付する株式に1株に満たない端数がある場合、当社は会社法第234条の規定に基づき処理を行います。

その他の株式交換契約の内容

当社が平成25年11月26日に対象3社との間でそれぞれ締結した株式交換契約の内容は、次のとおりです。

(パラマウント硝子)

## 株式交換契約書

日東紡績株式会社（住所：福島県福島市郷野目字東1番地、以下「甲」という。）とパラマウント硝子工業株式会社（住所：福島県須賀川市木之崎字大ヶ久保24番地4、以下「乙」という。）は、次のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（株式交換）

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

### 第2条（株式交換に際して交付する株式およびその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式（甲が保有する乙の株式を除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（ただし、甲を除く。以下「対象株主」という。）に対し、乙の株式に代わり、その有する乙の株式の数の合計数に1.62を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、対象株主に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の株式1.62株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前各項に従って対象株主に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第3条（甲の資本金および準備金の額）

本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金

金0円

(2) 資本準備金

会社計算規則第39条第2項の規定に従い甲が別途定める金額

(3) 利益準備金

金0円

### 第4条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、平成26年1月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第5条（乙の自己株式の取扱い）

乙は、法令等に従い、基準時において有する自己株式（会社法第785条第1項に定める反対株主による株式買取請求に基づき取得する自己株式を含む。）の全てを消却するものとする。

### 第6条（簡易株式交換・略式株式交換）

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき、本株式交換に

ついて甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

#### 第7条（会社財産の管理等）

1. 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務を遂行するとともに一切の財産を管理し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲および乙は、(i)甲を株式交換完全親会社、株式会社日東紡テクノを株式交換完全子会社とする両者間の株式交換契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成26年1月1日が予定されていること、(ii)甲を株式交換完全親会社、日東グラステックス株式会社を株式交換完全子会社とする両者間の株式交換契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成26年1月1日が予定されていること、および(iii)これらの株式交換は、本契約第2条に定める本株式交換に係る交換比率に影響を及ぼさないことを確認する。

#### 第8条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

効力発生日に至るまでの間において、(i)甲もしくは乙の資産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、(ii)本株式交換の実行に重大な支障となる事態もしくは事由が発生もしくは判明した場合、または(iii)その他の事情により本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し、または本株式交換を中止することができる。

#### 第9条（本契約の失効）

本契約は、第6条第1項に定める株主総会の承認もしくは法令に定める関係官庁等の承認・認可が得られなかった場合、または前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第10条（協議事項）

本契約書に定めるもののほか、本契約書に定めがない事項その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年11月26日

甲 福島県福島市郷野目字東1番地  
日東紡績株式会社  
代表取締役社長 南園 克己

乙 福島県須賀川市木之崎字大ヶ久保24番地4  
パラマウント硝子工業株式会社  
代表取締役社長 野崎 有

(日東グラステックス)

## 株式交換契約書

日東紡績株式会社(住所:福島県福島市郷野目字東1番地、以下「甲」という。)と日東グラステックス株式会社(住所:群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1204番地、以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(株式交換)

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

### 第2条(株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主(ただし、甲を除く。以下「対象株主」という。)に対し、乙の株式に代わり、その有する乙の株式の数の合計数に46.63を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、対象株主に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の株式46.63株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前各項に従って対象株主に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第3条(甲の資本金および準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金

金0円

(2) 資本準備金

会社計算規則第39条第2項の規定に従い甲が別途定める金額

(3) 利益準備金

金0円

### 第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成26年1月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第5条(乙の自己株式の取扱い)

乙は、法令等に従い、基準時において有する自己株式(会社法第785条第1項に定める反対株主による株式買取請求に基づき取得する自己株式を含む。)の全てを消却するものとする。

### 第6条(簡易株式交換・略式株式交換)

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき、本株式交換に

ついて甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

#### 第7条（会社財産の管理等）

1. 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務を遂行するとともに一切の財産を管理し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲および乙は、(i)甲を株式交換完全親会社、株式会社日東紡テクノを株式交換完全子会社とする両者間の株式交換契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成26年1月1日が予定されていること、(ii)甲を株式交換完全親会社、パラマウント硝子工業株式会社を株式交換完全子会社とする両者間の株式交換契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成26年1月1日が予定されていること、および(iii)これらの株式交換は、本契約第2条に定める本株式交換に係る交換比率に影響を及ぼさないことを確認する。

#### 第8条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

効力発生日に至るまでの間において、(i)甲もしくは乙の資産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、(ii)本株式交換の実行に重大な支障となる事態もしくは事由が発生もしくは判明した場合、または(iii)その他の事情により本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し、または本株式交換を中止することができる。

#### 第9条（本契約の失効）

本契約は、第6条第1項に定める株主総会の承認もしくは法令に定める関係官庁等の承認・認可が得られなかった場合、または前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第10条（協議事項）

本契約書に定めるもののほか、本契約書に定めがない事項その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年11月26日

甲 福島県福島市郷野目字東1番地  
日東紡績株式会社  
代表取締役社長 南園 克己

乙 群馬県邑楽郡大泉町大字吉田1204番地  
日東グラステックス株式会社  
代表取締役 森 博司

(日東紡テクノ)

## 株式交換契約書

日東紡績株式会社(住所:福島県福島市郷野目字東1番地、以下「甲」という。)と株式会社日東紡テクノ(住所:福島県郡山市富久山町久保田字本木71番地、以下「乙」という。)は、次のとおり株式交換契約(以下「本契約」という。)を締結する。

### 第1条(株式交換)

甲および乙は、本契約の定めるところに従い、甲が乙の株式交換完全親会社となり、乙が甲の株式交換完全子会社となる株式交換(以下「本株式交換」という。)を行う。

### 第2条(株式交換に際して交付する株式およびその割当て)

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式(甲が保有する乙の株式を除く。)の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における乙の株主(ただし、甲を除く。以下「対象株主」という。)に対し、乙の株式に代わり、その有する乙の株式の数の合計数に1.62を乗じた数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、対象株主に対し、その有する乙の株式1株につき、甲の株式1.62株の割合をもって割り当てる。
3. 甲が前各項に従って対象株主に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じた場合、甲は、会社法第234条の規定に従い処理する。

### 第3条(甲の資本金および準備金の額)

本株式交換により増加する甲の資本金および準備金の額は次のとおりとする。

(1) 資本金

金0円

(2) 資本準備金

会社計算規則第39条第2項の規定に従い甲が別途定める金額

(3) 利益準備金

金0円

### 第4条(効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という。)は、平成26年1月1日とする。ただし、本株式交換の手續進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲乙協議し合意の上、これを変更することができる。

### 第5条(乙の自己株式の取扱い)

乙は、法令等に従い、基準時において有する自己株式(会社法第785条第1項に定める反対株主による株式買取請求に基づき取得する自己株式を含む。)の全てを消却するものとする。

### 第6条(簡易株式交換・略式株式交換)

1. 甲は、会社法第796条第3項本文の規定により、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。ただし、会社法第796条第4項の規定に基づき、本株式交換に

ついて甲の株主総会による承認が必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、株主総会において本契約の承認および本株式交換に必要な事項に関する決議を求めるものとする。

2. 乙は、会社法第784条第1項本文の規定により、本契約について会社法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ないで本株式交換を行う。

#### 第7条（会社財産の管理等）

1. 甲および乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもって、それぞれの業務を遂行するとともに一切の財産を管理し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす事項については、予め甲乙協議し合意の上、これを行うものとする。
2. 前項の定めにかかわらず、甲および乙は、(i)甲を株式交換完全親会社、パラマウント硝子工業株式会社を株式交換完全子会社とする両者間の株式交換契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成26年1月1日が予定されていること、(ii)甲を株式交換完全親会社、日東グラステックス株式会社を株式交換完全子会社とする両者間の株式交換契約が本契約締結日において締結され、その効力発生日は平成26年1月1日が予定されていること、および(iii)これらの株式交換は、本契約第2条に定める本株式交換に係る交換比率に影響を及ぼさないことを確認する。

#### 第8条（株式交換条件の変更および本契約の解除）

効力発生日に至るまでの間において、(i)甲もしくは乙の資産状態または経営状態に重大な変動が生じた場合、(ii)本株式交換の実行に重大な支障となる事態もしくは事由が発生もしくは判明した場合、または(iii)その他の事情により本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、本契約を解除し、または本株式交換を中止することができる。

#### 第9条（本契約の失効）

本契約は、第6条第1項に定める株主総会の承認もしくは法令に定める関係官庁等の承認・認可が得られなかった場合、または前条に従い本契約が解除された場合には、その効力を失う。

#### 第10条（協議事項）

本契約書に定めるもののほか、本契約書に定めがない事項その他本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上これを決定する。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成25年11月26日

甲 福島県福島市郷野目字東1番地  
日東紡績株式会社  
代表取締役社長 南園 克己

乙 福島県郡山市富久山町久保田字本木71番地  
株式会社日東紡テクノ  
代表取締役 長嶺 文雄

## (4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠

当社は、本株式交換における交換比率の算定については、その公正性及び妥当性を確保するため、当社・対象3社双方から独立した第三者機関（キャピタル・ストラテジー・コンサルティング株式会社）に算定を依頼しました。第三者機関は、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し市場株価法により、対象3社の株式価値については対象3社が未上場であることを勘案したうえで、DCF法及び修正簿価純資産法の二通りを採用し、株式交換比率の算定を行いました。当社の株式価値については、平成25年11月25日を算定基準日とし、基準日の東京証券取引所第1部における当社の株式の終値ならびに算定基準日までの直近1ヵ月、3ヵ月、6ヵ月の各取引日における終値平均値を算定の基礎としております。

なお、当社の1株当たりの株式価値を1とした場合の各手法によって算定された本株式交換の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

対象会社	株式交換比率の算定結果	
	修正簿価純資産法	DCF法
パラマウント硝子	0.88～1.22	1.43～2.39
日東グラステックス	47.69～65.66	21.18～34.60
日東紡テクノ	1.59～2.19	0.79～1.28

当社は、第三者機関による交換比率の算定結果を参考に、対象3社とそれぞれ株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、最終的に(3)記載の株式交換比率が妥当であるとの判断に至りました。

## (5) 本株式交換の後の株式交換完全親会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号	日東紡績株式会社
本店の所在地	福島県福島市郷野目字東1番地
代表者の氏名	代表取締役社長 南園 克己
資本金の額	19,699百万円
純資産の額	現時点では確定しておりません。
総資産の額	現時点では確定しておりません。
事業の内容	各種繊維、繊維工業品の製造・加工及び販売、グラスファイバー製品の製造・加工及び販売 他

以 上